

開 議

○五十嵐智洋委員長 おはようございます。

これから昨日に引き続き予算特別委員会を開きます。

本日の会議に欠席の通告委員は、2番、浅野敏明委員の1名であります。よって、ただいまの出席委員は定足数に達しております。

平成30年度長井市各会計予算案に関する総括質疑

○五十嵐智洋委員長 それでは、昨日に引き続き、予算総括質疑を続行いたします。

ご指名いたします。

赤間泰広委員の総括質疑

○五十嵐智洋委員長 順位5番、議席番号10番、赤間泰広委員。

○10番 赤間泰広委員 よろしく願いいたします。

○五十嵐智洋委員長 10番、赤間泰広委員。

○10番 赤間泰広委員 おはようございます。公明党の赤間泰広でございます。

私、通告書に出しております1番、2番、3番の3点なんですけれども、3番目のボランティアポイント制の導入につきまして、ちょっと介護保険のほうと若干関連性がありますので、1番、3番、2番という順序で質疑させていただきたいというふうに思いますので、よろしく

お願い申し上げます。

平成30年3月8日の山形新聞記事に介護保険のことが1面に出ておりました。介護保険料85%で増と大きな見出しであります。皆様、ご承知のごとく、3年ごとに見直され、介護保険料の改定されるものであります。介護を受けられている方、保険料を納められている方の重大な関心事であります。

そこで、長井市における介護保険料、事業計画について、以下のごとくお尋ねいたします。

1つ目、(1)ですが、第7期、平成30年度から平成32年度までの介護保険料、事業計画はどのようになっているか、福祉あんしん課長にお尋ねいたします。

○五十嵐智洋委員長 高橋正典福祉あんしん課長。
○高橋正典福祉あんしん課長 それでは、お答えいたします。

第7期介護保険料、介護保険の事業計画については、今おっしゃられたとおり、全国一斉というふうなことでございます。その中には料金改定も含まれておりますので、これも全国一斉の料金改定というふうになってございます。このたびにつきましては前回と違いまして、介護予防、日常生活支援総合事業のような大きな制度の改正はございませんでしたけれども、人口減少の一方では高齢者人口の増加というふうなところが介護保険料を取り巻く環境が非常に厳しくなっていることと言えます。

また、制度面から保険料押し上げの要因は大きく以下の5つがございまして、

まず、1つといたしまして、財源負担割合が上がったことということでございます。介護給付費を賄う財源として、公費負担と保険料負担がございまして、公費負担は国、県、市の負担分で、全体で50%になっております。残りの50%の保険料負担は65歳以上の1号被保険者と40歳から64歳までの2号被保険者で構成されており、65歳以上の保険料が22%、40歳から64歳までの

保険料が28%というふうになってございましたが、30年度からはこの負担割合が変更になりまして、1号につきましては22%から23%、2号につきましては28%から27%というふうなことで、1号被保険者の保険料の負担割合が1%上がってございます。

2つ目として、平成31年10月から消費税が10%に上がるということがございます。

3つ目として、介護報酬改定がこの4月から全体として0.54%増というふうなことで上がってまいります。

4つ目として、財政調整交付金の交付割合が下がるということがございます。これが7.8%から7.09%に下がってございます。

5つ目として、全国的な課題である介護離職ゼロ施策や介護職員の処遇に関する施策などがございます。一方、保険料の上昇を抑えるため、3年にわたって1億6,000万円を介護給付費準備基金から繰り入れをいたします。

以上のことを考慮いたしまして、国から示された今回料金改定で使われております介護保険料算定システム見える化によって算出した結果、基準額が6万7,700円、月にして5,640円から7万1,800円、月にして5,980円というふうになってございます。

なお、保険料の段階設定につきましては、国の基準は9段階というふうになっておりますが、本市におきましては11段階としておりまして、特に第1段階、第2段階の所得者層には国では基準額にそれぞれ50%、75%を掛けた保険料になっておりますが、本市の場合はそれぞれ46.5%、47.5%と掛け率を低くした保険料としております。加えまして、第1段階の所得者層には国、県、市町村で基準額の5%を負担してございます。その全体として、本市につきましてはそういったいろんな施策をとってございまして、低所得者層には非常に厚く軽減を行っているというふうなことでございます。

○五十嵐智洋委員長 10番、赤間泰広委員。

○10番 赤間泰広委員 ありがとうございます。

①の回答もしていただいて、ありがとうございます。

それからなんですが、先ほど課長が申されました、準備基金から1億6,000万円取り崩して云々というお話あったわけなんですけれども、この金額っていうのはいろいろ基準、何かあると思うんですけども、どのように決定されているんですか。例えば1億円でもいい、2億円でもいいんじゃないかと私どもは、まあ安ければいいと思うんですけども、そういう基準というのはどういうふう決定されてるか。

またあと、基金というのはどのぐらい長井市であるのか、それもあわせてお尋ねしたいと思います。お願いします。

○五十嵐智洋委員長 高橋正典福祉あんしん課長。

○高橋正典福祉あんしん課長 基金につきましては、28年度末現在で1億1,935万9,781円が、失礼いたしました、基金が8,924万9,221円、それから繰り越しというふうなことで今申し上げました1億1,935万9,781円というふうになってございます。それを29年度で必要なものを使ったものを差し引きをしまして、その残りが基金というふうなことになるわけでございますが、29年度の末で繰り越しも出るわけですけども、それも基金に組み入れをいたしまして、全体として1億6,700万円ぐらいになるのではないかと、それを3年間にわたって充てていくというふうなことでございます。

○五十嵐智洋委員長 10番、赤間泰広委員。

○10番 赤間泰広委員 ということは、その基金の残高全てを今回、平成29年度末に出る予想されるもの全てを使ったということでございますか。

○五十嵐智洋委員長 高橋正典福祉あんしん課長。

○高橋正典福祉あんしん課長 全てを30、31、32で使っていくというふうと考えてございます。

○五十嵐智洋委員長 10番、赤間泰広委員。

○10番 赤間泰広委員 それから、最近高齢者の方から、やっぱり聞かれるわけでございます。年金から介護保険料が引かれてるということで、天引きされてるってということで、何でこんなに高いのかと。どうして所得税は日本どこでも同じなのに、市町村によって介護保険料が違うのかというようなお尋ねをされるわけでございます。長井市において他の市町村、山形県内で比べるとということでございますが、一体高いのか、安いのか、その辺どの辺になってるか、ちょっとご紹介していただきたいと思います。

○五十嵐智洋委員長 高橋正典福祉あんしん課長。

○高橋正典福祉あんしん課長 市町村によって、それぞれ状況が違うと思います。施設をいっぱい持っている市町村では使いやすいいというふうなこともあって使っていくというふうなこともございますし、1人当たりの給付費が市町村によっても違ってくるというふうなことはございます。それですから、一概にどうのこうのということとは言えないわけですが、今現在で山形県内の長井市の保険料がどのような状況、全体の中でどのようになっているかということについては、1月の18、2月の5日、3月の9日というふうなことで、県内各市町村に電話で聞き取りをしてございます。どの市町村も議決前なので公表になっていないものでありますので、基準額ははっきり申し上げられませんが、現段階では本市は県内13市中、高いほうから7番目、置賜3市5町では3番目というふうになってございます。

県の平均としましては6,072円、前回に比べて8.1%の増、置賜の平均につきましては6,070円というふうになってございます。8.7%の増でございます。対第6期の比較といたしまして、長井市は340円増の6.0%の伸びというふうなことで、伸び率としては県内、また置賜の中でも低いほうになってございます。

県内全市町村で県内最高額は6,800円台、それから最低額は5,100円台、置賜は1市1町を除きまして5,000円台後半に集中をしております。県平均は6,072円というふうになってございます。

○五十嵐智洋委員長 10番、赤間泰広委員。

○10番 赤間泰広委員 ありがとうございます。

13市町村のうち7番目ぐらいだと、これは確定はしてないけれども、大体そんな感じだということでございます。やはり市民の皆様っていうか、高齢者の方もそうなんですけれども、安ければ安いほうがいいというのは本当の正直な話なんですけれども、そういったときを考えれば、これも③の質疑になるんですけれども、いかにその保険料を安くしていくかっていうことを加味して、2025年、団塊の世代が75歳以上になるとき、長井市の高齢化率、介護保険料推計でどのようになっているか。推計でございますので、はっきりとしたことじゃないと思うんですけれども、大体高齢化率っていうのはもうわかるっていうか、7年後ということでございますので、どのようになるかおわかりでしたらご紹介していただきたいと思います。

○五十嵐智洋委員長 高橋正典福祉あんしん課長。

○高橋正典福祉あんしん課長 第7期介護保険事業計画、まだ出てはならないわけなんですけど、今月末に出るわけでございます。その中では、2025年、平成37年ですね、本市の人口は2万4,320人、65歳以上の人口が8,934人で、高齢化率にして36.7%、うち介護認定者数1,971人、認定率にして22.1%になりますが、というふうな推計でございます。平成29年度の人口は2万7,399人で、65歳以上人口9,040人、高齢化率33%になってございます。うち介護認定者数が1,582人、17.5%の認定率でございます。人口、高齢者人口とも減りますけれども、相対的に65歳以上の人口割合がふえるというふうなことでございます。

平成29年度と平成37年度の介護認定者数を比較すると、389名、9人ふえまして、65歳以上人口が106人減ります。より多くの介護認定者をより少ない高齢者で支えるわけですから、当然介護保険料は高くなるというふうなことで、先ほど申し上げました国の電算システム見える化で推計したところによりますと、8,140円ぐらいが月当たりの基準額になるのではないかといいうふうに出ております。もちろんこれはいろんな各市町村、私どもも含めて努力をしていくことによって下げるといことも可能だとは思いますが、国では平成27年度までに地域包括ケアシステムの構築を確立するよう目標を立ててございますけれども、本市においてはいち早く介護予防に取り組んできたということもありまして、現システムができつつあるというふうなところでございます。

高齢化の加速や人材不足もあって一朝一夕には実現することは難しいのでありますけれども、今後は行政と地域が一体となって高齢社会を築いていくことが重要というふうにご考えてございます。

○五十嵐智洋委員長 10番、赤間泰広委員。

○10番 赤間泰広委員 本当に大変な時代が来るんだなというようなことで、この程度でおさめておきたいんですけども、一番私がちよっと心配してるのは、赤字になったらどうなるのかということなんですけれども、もちろんこれは通常の努力を行って生じるものと、また保険料収納率の悪化とか、給付費が大幅にふえるなどというようなことが、いろんな要素が重なって、仮に赤字が出たという場合はどういうふうになるのか、その辺ちよっとわからないんで教えていただきたいんですけども、お願いします。

○五十嵐智洋委員長 高橋正典福祉あんしん課長。

○高橋正典福祉あんしん課長 現実的に赤字になっている市町村も以前はあったわけなんですけれど

も、そこは県のほうからの借り入れというふうなことでも対処をしていくと。今後もそのようなことだと思えます。新しい制度ができればそれに従って、赤字にしておくということにはなりませんので、それなりの対応が出てくるのかというふうに思っておるところです。

○五十嵐智洋委員長 10番、赤間泰広委員。

○10番 赤間泰広委員 そうしますと、その借りたものは返さなきゃいけないということでございますので、そういうのはやっぱり保険料として市民の保険料が上がってくるということで理解してよろしいわけですね。

そうしますと、次は市長にお尋ねしたいんですけども、市長が申されております平成30年度の施政方針にもありますが、高齢者、障害者が安心して暮らせる環境づくりという点から立っても、今回は高齢者の自立支援と要介護者増加防止対策について、市長はどのようにお考えになっているか、お尋ねしたいと思います。

○五十嵐智洋委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 答えいたします。

赤間委員おっしゃるように、介護保険はいわゆる保険ですから、国と県と市で半分、あと残り半分は40歳以上の方にご負担いただいて、制度をつくっているわけですね。その制度はやはり1年1年でも大変ですし、5年、10年ですと、やはり社会の状況の変化によって変わってくるので、そうすると赤字が、利用者が少ないと基金といいますかね、ふえると。利用者が多いと赤字になるということで、どのラインで3年間、非常にいい形でこの介護保険を運営できるかということで、3年に1回、料金の改定をさせてもらってるということでございまして、長井市の場合は県内でも特に特老なんかは人口比率でいいますと、35市町村でも上位のほうに入るわけですね。ベスト5に入るぐらい施設が充実していると。ですから、いざ本当に介護認定を受けて、さまざまな利用をする際、介護保険を利

用する際は非常にしやすいと。ただ、介護保険利用しない人にとっては負担かもしれませんけども、それはお互いさま、保険で支えていくというのが考え方でございます。

したがって、赤間委員おっしゃるように、重要なのは高齢者の自立支援と、いわゆる要介護者認定率を上げないと。今は17.5%で、先ほど担当課長、高橋課長が申しあげましたように、これ以降、2025年、赤間委員が心配しておられるときは22.1%になると推定されると。これをいかにそこまで上げないでいくかというのが私も行政の努力と市民の皆様のご協力、やっぱり自分は自分で健康年齢を上げるかということだと思います。

それで、ちょっと長くなりますが、市では介護予防のための教室や講演会等の実施により、高齢者が要介護状態になることを予防し、自立した生活を支援する取り組みを進めております。また、市内介護保険事業所を対象とした自立支援に向けた研修を行ってまして、協力を得て要介護になった方の重度化防止の推進に努めているところです。平成17年から他市町村より先駆けて、マシン、いろいろ介護予防のためですね、そういった介護予防事業の取り組みを開始して継続しております。介護予防事業として、運動機能の向上、口腔機能の向上、栄養改善教室を実施し、教室の修了者が継続して運動などができるフォローアップ教室も通年で開催しております。

また、元気な高齢者の方も参加できる運動教室を地区公民館や保健センターで開催するなど、幅広く市民の方々にご利用いただき、平成28年度は延べ780回を開催し、実人数518人、延べ9,507人の方にご利用いただきました。さらに閉じこもりを防止するために外出の機会を確保する目的でサロンやミニデイサービスを実施しまして、これらの事業でも介護予防のための運動を取り入れ、運動普及推進員による運動指導

や、いきいき100歳体操の取り組みを進めております。平成28年度の開催回数は年間1,608回に上り、参加者は延べで5万1,059人になります。

29年4月の高齢化率は33%と、委員が心配しておられるように年々増加しておりますが、介護認定率は17.5%で、県内でも低いほうから見たらもうベスト5に入るぐらい低いと。市ではもちろんトップでございます。介護予防事業の一定の効果が見てとれる状況と言えると思っております。

また、地域ケア会議を実施し、個別の事例検証、検討を行いながら、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、歯科衛生士から専門的なアドバイスを受けて、利用者への支援を行っております。具体的には言語障害やコミュニケーションに不安がある方を対象にした談話会や、言語聴覚士による言語障害や嚥下障害の不安のある方への訪問指導、低栄養や偏った栄養により生活に支障がある人への管理栄養士からの訪問指導、保健センターの栄養教室の増加などがあります。そのほかにも地域ケア会議で医療や薬剤の知識についての薬剤師からの助言、専門職からのアドバイスによるアセスメント力の強化、専門職同士の交流による情報交換など、他職種共同による地域課題の掘り起こし、社会資源の開発やネットワーク構築にもつながっているということで、精いっぱい行っているところでございます。以上です。

○五十嵐智洋委員長 10番、赤間泰広委員。

○10番 赤間泰広委員 さまざまな支援をされているということでございます。そして一番うれしかったのは、県下でも介護認定率が低いということでございます。本当にありがたいことでございます。やはり40歳から介護保険料を払ってるわけなんですけれども、やはりそれ以前に、若いうちから体を鍛えて介護、寝たきりにならないようにしていくっていう努力が大切だ

などというふうに強く思うところがございます。これからも市でもさまざまな取り組みがされていかれると思いますけれども、ぜひ今後も継続的に支援をしていただきたいなというふうに思います。

次ですが、3番目に書いてましたボランティアポイント制度、これも大分、介護の防止になるんじゃないかというようなことでございますので、質疑させていただきたいと思います。

このボランティアポイント制度についてなんですけれども、平成27年の12月の議会の質問において、高齢者ボランティアポイント制度導入について先進事例などをお示ししてお伺いしたところでございます。

改めてご紹介いたしますが、東京都八王子市では受け入れ施設で市が指定する活動を行うとスタンプをもらえますということで、1時間程度の活動で1個、2時間以上または複数箇所での活動であれば1日に最高2個まで受けられ、10個以上集めると、翌年3月に評価ポイントとして、年間最高で60ポイントなんだんですけども、6,000円相当とかえて10ポイント単位で交付金、上限が5,000円、またはオリジナル商品、「夢パック」なんていうふうにおっしゃってるんだんですけども、交換ができるということでございます。そこではボランティア活動をなされている方と、受け入れ施設の担当者たちが一堂に会して情報や意見を交換することで、より充実した活動への活力源になっておりますということでございます。

活動に参加している方からは、ボランティア活動に参加してからは日常生活が充実して健康管理にもつながっているということと、そして施設の担当者からは、施設が明るくなった、食事の片づけを手伝ってくださり、職員が介護業務に専念できるようになりましたとの感謝の言葉を述べるなど、効果は大きいということであります。

ことしも市長が申されておりました施政方針の中にも訴えられておりましたけれども、ボランティア制度を導入していくというようなことでございます。市長がおっしゃられたそのボランティアポイントのポイント制の導入っていうのはどのような計画をされているのか、お尋ねいたします。

○五十嵐智洋委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 赤間委員からは八王子の事例を紹介いただきまして、ありがとうございました。

委員からおっしゃっていただきましたように、平成30年度の施政方針で、高齢者の社会参加と健康づくり、生きがいつくり、助け合いにつながるようなボランティアポイント制の導入に取り組むと記載してございます。ここでは介護予防の一環として高齢者のボランティアポイント制度という位置づけになりますが、あくまでも高齢者の社会参加と健康づくり、生きがいつくりが目的でございます。

従来のボランティアの原則の中には、主体性と無償性というのがあるわけですが、その意味では従来のボランティアと区別すべきものだというふうに思っております。ボランティアという呼び方はふさわしくないのかもしれないとも思います。事実、実施している自治体ではボランティアという言葉を使わずに、まちづくりポイントや公益活動ポイントなどと呼んでいるところもあるということでございます。

長井市におきましては、今年度に入り、県内で実施している市町の資料を取り寄せまして、内部で検討してきたところです。ボランティアをする方、される方、ポイントの付与の仕方、使い方など、赤間委員がおっしゃるよう、八王子市のようなやり方を一例として、さまざまな方法があると思います。現段階で詳細についてもうちょっと詳しくお示しできる状況ではございませんが、概要といたしますと、高齢者の方、60歳以上に特定の福祉施設でボランティアをし

ていただき、ポイントを付与し、現金と交換する方法を検討しております。

本市では平成24年度から介護予防ボランティア養成を開始いたしまして、交通費相当の費用弁償をしながら介護予防教室の利用者の補助をする活動をしていただいております。また、市内介護保険施設へのアンケート調査では、既に市内施設でボランティアを受け入れている現状があり、受け入れてない施設でも今後、受け入れを希望する意向が多くございます。このような従前のやり方を取り組みながら、または介護保険施設等で実施し、順調に進めば障害者施設や児童施設、そしてコミュニティセンターなども連携していきたいと考えております。

また、なかなか手の届かない高齢者の日常生活支援の部分にボランティアが入る仕組みを従来の訪問看護サービスや緩和基準サービスのすみ分けを考慮しながら、将来に向けて構築していく必要がございます。平成30年度では、市民の皆様、高齢者福祉に関係する方々から成る協議体を中心にして、あらゆる可能性を視野に入れ、調査検討をしていただいで、年度内の実現を目指してまいりたいというふうに考えております。

なお、赤間委員からありましたように、介護認定率をできるだけ抑えるっていいですか、ならないようなことをするには、40代というより若いときからやっぱり運動、スポーツをすることが重要だという考え方で、私どもはそういった意味では福祉ということを基本的に考えておりまして、ですから教育委員会の中の生涯スポーツ課というの、そこに生涯をつけてるっていうのが結局、小さいうちから、そしてお年寄りになっても人それぞれ市民1スポーツ、そして少し衰えてきてスポーツまでいけなくなった場合には、先ほど申し上げましたように、自立支援と介護予防のためのさまざまな運動やら、さまざまなボランティアの人たちに助けていた

だいて、少しでも健やかに生きられるように、長生きしていただけるように頑張っていきたいと思っております。そんなことで、生涯スポーツ課のほうも花のまちスポーツクラブなどもつくっておりますし、これらをもっと市民全員が何らかの形でこの花のまちスポーツクラブに参加できるような、そういった取り組みなども教育委員会のほうとも連携しながら、ぜひ進めていきたいというふうに思います。

○五十嵐智洋委員長 10番、赤間泰広委員。

○10番 赤間泰広委員 ありがとうございます。ぜひ市民の皆様が参加しやすいボランティア活動というか、使い勝手のいいようなボランティアポイント制度をしていただきたいと思っております。ご期待申し上げます。

それでは、3番目になりましたけれども、就学援助の入学前支給について、要保護児童生徒援助費補助金について、教育長にご指名しておりますので、よろしく願い申し上げます。

就学援助の入学前支給につきましては、平成27年度の3月の予算総括でも質疑をさせていただきました。ことしから就学援助の入学前支給されるとお聞きしました。昨年末、公表の文科省の調査結果によれば、2018年春に小学校の入学前支給を予定する市区町村は711になるとのことです。17年実績の約8倍で、全国の市区町村の約4割で行い、6割の市区町村ではことしは実施しないということでもあります。このことにつきましては、いち早く導入していただきましたことに、市長を初め教育関係者のご努力に感謝を申し上げる次第でございます。

ご存じのように、就学援助は児童生徒の家庭が経済的に困窮している場合、学用品などの費用の一部を市区町村が国の補助を得て支給する制度です。ランドセルなど入学時に必要な学用品の費用は支給されるものの、補助金交付要綱では、国庫補助の対象に小学校入学前を含まない形にしていたため、多くの市区町村で入学後

の支給となっていました。以下について、教育長にお尋ねいたします。

就学援助の入学前支給についてということで、長井市ではことしから行われると聞きましたが、どのような状況であるか、お尋ねいたします。小学校、中学校の受給者など、おわかりでしたらお尋ねしたいと思います。

○五十嵐智洋委員長 平田 裕教育長。

○平田 裕教育長 ただいまご質疑いただきました件につきまして、議会のほうから新入学児童生徒の前年度支給ができないんですかということのご提言をいただきました。そこで、さまざまな検討をいたしまして、今年度から支給を可能にということにいたしました。

平成30年度入学予定者の就学援助該当者に対しまして、新入学用品費ということで、1月に支給をさせていただきました。支給金額でございますけれども、1人当たり小学生が4万600円、それから中学生は4万7,400円でございます。主な購入品としましては、ただいま委員からご指摘ありましたとおり、ランドセル、それから通学かばん、運動着、それから上履き、帽子等々でございます。そして、中学生はさらに制服等が考えられますけれども、この支給額で何を購入するかについては、これは各家庭に任せられているところでございます。

それから、受給者の人数についてご質問がございましたけれども、来年度入学、つまり平成30年度入学につきましては、小学校で25人、それから中学校でも25人ということになっております。昨年の4月、平成29年度入学した、いわゆる受給者につきましては、参考までにですが、小学校で16人、中学校で30人というふうになっています。また、もう1年さかのぼりまして、平成28年度の入学者につきましては、小学校が14人、中学校で18人というふうになっております。年度によって人数は違いがありますが、最近は入学予定者の就学援助該当者、これは若

干増加傾向にあるということが言えるかというふうに思います。

○五十嵐智洋委員長 10番、赤間泰広委員。

○10番 赤間泰広委員 ありがとうございます。2番目の支給額の基準についてお尋ねしたところでございますが、先ほど教育長から4万600円、小学校は、中学校は4万7,400円というようなことでしたので、これについては同じでございますか、回答は。支給額の基準は各自自治体によって違うが、長井市ではどのようになっていますかというお尋ねなんですけれども。では、よろしく申し上げます。

○五十嵐智洋委員長 平田 裕教育長。

○平田 裕教育長 委員おっしゃいますとおり、支給額は各自自治体により若干違いはございますが、ほとんどの自治体におきましては国の定める援助費補助金の基準額というのがございまして、これに合わせて支給をしているところでございます。長井市は国が定めている金額と同額を支給してございます。支給額につきましては、先ほど今、委員がおっしゃられたとおりでございます。

○五十嵐智洋委員長 10番、赤間泰広委員。

○10番 赤間泰広委員 ありがとうございます。本当にこのように25人、ことし、30年に入学される方が小学校25人、中学校も25人だということで、本当に入学前に支給していただいて、感謝を申し上げるところでございます。

それで、ちょっとこれ申し上げたいと思うんですけども、最近国において教育の負担軽減、無償化の取り組みというやつが具体化しております。昨年の東京都議選のとき、公明党が公約で私立高校授業料の無償化がこの春から本格的に運用開始されることになりました。そのことは一つの例として、今まさに教育に光が当たっていると思います。

ここでちょっと私、少し心配だったんですけども、就学援助を受けやすい環境づくりも大切

だなどいうふうに少し思っているところがございます。それはなぜかという、なかなか制度はあるんだけど、わかっているんだけど、周りの人の目が気になって受けられないなどというように聞いたことがあるんですけども、以前にも申し上げたんですけども、こういう就学援助っていうのはある程度、奨学金と同じような考え方だと思うんであります。この辺について、申請された方全てに大体その行き渡ったのか、それとも、もちろんその基準があるわけなんで却下されたなんていう方もいるのか、ちょっとその辺お尋ねしたいんですけども、おわかりでしたらよろしくお願ひします。

○五十嵐智洋委員長 平田 裕教育長。

○平田 裕教育長 ただいまのお尋ねでございますけれども、平成30年1月25日現在のデータになりますけれども、現在、申請数は先ほどの数字は来年度、平成30年度、1年生にそれぞれ小学校1年生、中学1年生に入学する児童の中の該当者でございますので、全体でということで申し上げたいんですが、小学校合計で、つまり、1年生から6年生まで全て含めてということですが、122名でございます。それから、中学校では合計が、申請数は76名でございます。合わせますと198名の申請になりますが、実際に該当と、認定というふうになりましたのは196でございます。2名が該当外になっておりますが、これは転出等で申請時とは状況が変わってきたということで非該当というふうになったもので、基本的には申請いただいたものはそのまま認定という数字、これまでの状況になってございます。

○五十嵐智洋委員長 10番、赤間泰広委員。

○10番 赤間泰広委員 ありがとうございます。やっぱり人の目を気にして受けられないなんていう方もちょっと聞いたことがあるんですけども、やはりもちろん教育委員会、学校でももっと受けてくださいっていうふうには言ってる

と思うんですけども、ぜひ本当に受けやすい環境づくりっていうんですか、全然恥ずかしいことじゃないんだというようなことをアピールしていただければなというふうに思いますので、ぜひその辺について、教育長から決意などをお聞きしたいんですが。

○五十嵐智洋委員長 平田 裕教育長。

○平田 裕教育長 ただいまの赤間委員からご指摘あったこと、もっともだろうというふうに思います。そういう制度があることをよくやっばりまだ十分知らないという方も中にはいらっしゃるだろうというふうに推測されます。学校のほうでは、例えばなかなか滞納が続いたりする場合、もし生活が苦しい状況であれば、基準に該当すれば、こういう制度がありますよということを当然、校長、教頭、事務のほうで保護者の方にお話ししてございますし、また全体では4月のPTAの総会時にこういう制度があることを周知するように指導しているところでございます。

あわせて、民生委員・児童委員の方との懇談会というのが年間何回か、それぞれの学校でございまして、そういう中で情報を共有しながら、あそこ必要なんじゃないだろうかというようなことで情報を寄せていただきながら、あるいは学校のほうでこの子どもというふうに、家庭状況大丈夫ですかというようなことで、プライバシーにもかかわることですけども、その辺、情報交換をしながら、この方にお勧めしたほうがいいんじゃないだろうか、そんなことでもこの制度の周知に努めているところでございます。

○五十嵐智洋委員長 10番、赤間泰広委員。

○10番 赤間泰広委員 ありがとうございます。ぜひそのように、やはり先生が一番子供たちと接してる時間が長いわけでございますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

以上で私の質疑は終わります。ありがとうございます

ございました。

○五十嵐智洋委員長 以上で通告による総括質疑は終わりました。

これから各会計予算の細部審査に入ります。

なお、質疑に当たっては、答弁者並びにページ数をお示しの上、質疑、答弁ともはっきりわかりやすく、特に数字については聞き取りやすいよう配慮願います。

議案第2号 平成30年度長井市一般会計予算についての質疑

○五十嵐智洋委員長 それでは、議案第2号 平成30年度長井市一般会計予算の1件について、歳入から順次質疑を行います。

まず、1款市税から12款使用料及び手数料について質疑を行います。

一般会計予算事項別明細書では11ページから21ページまでであります。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐智洋委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、13款国庫支出金から20款市債について質疑を行います。

21ページから38ページまでであります。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐智洋委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、歳出の審査に入ります。

まず、1款議会費、2款総務費について質疑を行います。

39ページから72ページまでであります。ご質疑ございませんか。

1番、宇津木正紀委員。

○1番 宇津木正紀委員 60ページの新婚新生活支援事業補助金について、総合政策課長に伺います。

この制度は低所得新婚家庭に家賃や引っ越し費用、上限30万円として支援するものでありますが、低所得の基準はどのぐらいなのでしょう。また、標準的な年収っていうものをわかれば教えていただければと思います。

○五十嵐智洋委員長 竹田利弘総合政策課長。

○竹田利弘総合政策課長 お答え申し上げます。

このたびの制度につきましては、国の補助を受けまして実施したいと考えております。国の基準でございますが、世帯の所得が340万円未満となっております。したがって、これに準じて長井市でも行っていきたいと考えております。所得で340万円でございますが、1人の例えば収入でございますと、給与収入の場合で492万円ほどとなっております。

○五十嵐智洋委員長 1番、宇津木正紀委員。

○1番 宇津木正紀委員 この340万円は夫婦それぞれなのか、合わせてなのかと、あともう1点、家賃の対象はどのようなものになるか伺います。

○五十嵐智洋委員長 竹田利弘総合政策課長。

○竹田利弘総合政策課長 世帯の所得となっておりますので、夫婦合わせての所得となります。

あと、家賃の対象でございますが、結婚に伴う新居の住居費としての家賃、いわゆる通常の毎月の家賃と、あと共益費、あと礼金、あと仲介の手数料等がそのいわゆる大枠の家賃に含まれるというふうに考えております。

○五十嵐智洋委員長 1番、宇津木正紀委員。

○1番 宇津木正紀委員 最後の質疑になります。

今回、予算化したのは30万円掛ける10組ということですが、10組の根拠っていうのはどこから持ってきたものでしょうか。

○五十嵐智洋委員長 竹田利弘総合政策課長。

○竹田利弘総合政策課長 10組の根拠でございます。